華誠の知的財産権ニュースレター

- 特集整理 -

2020年1月 第三十三期

「特許審査指南」の最新改正



公式サイト: www.watsonband.com Eメール: mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

党中央、国務院による知的財産権の保護についての決定・施策の強化を全面的に貫徹し、AI などに係る新業態、新分野における特許出願の審査規則を更に明確化するというイノベーション主体のニーズに応えるために「特許審査指南」の改正を決定し、ここに公布し、2020年2月1日から施行する。

特にここに公告する。

国家知識産権局 2019 年 12 月 31 日

「国家知識産権局による「特許審査指南」の改正に関する決定

国家知識産権局は、「特許審査指南」の改正を決定する。

「特許審査指南」第2部第9章に第6節を増やす。その内容は次の通りである。

6. アルゴリズムの特徴又はビジネスの規則及び方法の特徴を含む発明特許出願の審査に関する規定

AI、「インターネットプラス」、ビックデータ及びブロックチェーンなどに係る発明特許出願は、通常、アルゴリズム又はビジネスの規則及び方法などの知能活動の規則と方法の特徴を含んでおり、本節は、特許法及び特許法実施細則に基づき、このような出願の審査の特殊性を規定することを旨とする。

6.1 審査の基準

審査は、保護を求めている解決案、即ち、請求項にて限定している解決案について行うものとする。審査においては、技術的特徴とアルゴリズムの特徴又はビジネスの規則及び方法の特徴などを安易に切り離してはならず、請求項に記載されている全ての内容をひとつの全体として、その内容に係る技術的手段、解決する技術的課題及び得る技術的効果を分析するものとする。

6.1.1 特許法第 25 条第 1 項第 (2) 号に基づく審査

請求項が抽象的なアルゴリズム又はシンプルなビジネスの規則及び方法に係り、かつ如何なる技術的特徴も含まない場合、当該請求項は特許法第 25 条第 1 項第(2)号に規定する知能活動の規則と方法に該当し、特許権を付与しないものとする。例えば、抽象的なアルゴリズムに基づき、かつ如何なる技術的特徴も含まない数学モデルの構築方法は、特許法第 25 条第 1 項第(2)号に規定する特許権を付与しない状況に該当する。また、例えば、ユーザーの消費限度額に基づいて販売奨励金を支払う方法については、当該方法に含まれている特徴はいずれも販売奨励金の規則に関するビジネスの規則及び方法の特徴であり、如何なる技術的特徴も含まず、特許法第 25 条第 1 項第(2)号に規定する特許権を付与しない状況に該当する。

請求項に、アルゴリズムの特徴又はビジネスの規則と方法の特徴以外に、技術的特徴も含まれている場合、当該請求項は全体的には知能活動の規則と方法ではなく、特許法第25条第1項第(2)号に基づいて当該請求項が特許権を取得する可能性を排除しないものとする。

6.1.2 特許法第2条第2項に基づく審査

保護を求めている請求項がひとつの全体として特許法第25条第1項第(2)号に規定する特許権の取得を排除する状況に該当しない場合、当該請求項が特許法第2条第2項に記載する技術案であるか否かについて審査を行う必要がある。

アルゴリズムの特徴又はビジネスの規則及び方法の特徴を含む請求項が技術案であるか否かを審査する時は、請求項に記載されている全ての特徴を全体的に考慮しなければならない。解決しようとする技術的課題について自然法則を利用した技術的手段を採用したことが当該請求項に記載され、かつこれにより自然法則に符合する技術的効果を得た場合、当該請求項にて限定している解決案は特許法第2条第2項に記載されている技術案である。例えば、アルゴリズムによって処理するデータは技術分野において適切な技術的な意味を有するデータであり、アルゴリズムの実行は自然法則を利用して技術的課題を解決する過程を直接具体的に示すことができ、かつ技術的効果を得られたというように、請求項において、アルゴリズムに関する各ステップが、解決しようとする技術的課題と密接に関係していることを具体的に示している場合、通常、当該請求項にて限定している解決案は特許法第2条第2項に記載されている技術案である。

6.1.3 新規性と進歩性の審査

アルゴリズムの特徴又はビジネスの規則及び方法の特徴を含む発明特許の出願について新規性の審査を行う時は、請求項に記載されている全ての特徴を考慮すべきであり、前記の全ての特徴には技術的特徴も含み、アルゴリズムの特徴又はビジネスの規則及び方法の特徴も含む。

技術的特徴も含み、アルゴリズムの特徴又はビジネスの規則及び方法の特徴も含む発明特許の出願について進歩性の審査を行う時は、機能において技術的特徴と相互に支持しあい、相互作用の関係が存在しているアルゴリズムの特徴又はビジネスの規則及び方法の特徴と上記技術的特徴をひとつの全体として考慮すべきである。「機能において相互に支持しあい、相互作用の関係が存在している」とは、アルゴリズムの特徴又はビジネスの規則及び方法の特徴と技術的特徴が緊密に結びついて、ある技術的課題を解決する技術的手段を共同で構成しており、尚且つ相応の技術的効果が得られることをいう。

例えば、請求項におけるアルゴリズムを具体的な技術分野に応用して具体的な技術的課題を解決できるならば、 当該アルゴリズムの特徴と技術的特徴は機能において相互に支持しあい、相互作用の関係が存在していると見做す ことができ、当該アルゴリズムの特徴は講じた技術的手段の構成要素となり、進歩性の審査を行う時は、前記アル ゴリズムの特徴の技術案への寄与を考慮すべきである。

また、例えば、請求項におけるビジネスの規則及び方法の特徴の実施に技術的手段の調整又は改良が必要であれば、当該ビジネスの規則及び方法の特徴と技術的特徴が機能において相互に支持しあい、相互作用の関係が存在していると見做すことができ、進歩性の審査を行う時は、上記ビジネスの規則及び方法の特徴の技術案への寄与を考慮すべきである。

6.2 審査の例示

(略)

6.3.2 クレームの執筆

アルゴリズムの特徴又はビジネスの規則及び方法の特徴を含む発明特許出願の請求項は、明細書に基づいて、 特許の保護を求める範囲をはっきりと簡潔に限定すべきである。請求項には、技術的特徴、及び機能において技術 的特徴と相互に支持しあい、相互作用の関係が存在しているアルゴリズムの特徴又はビジネスの規則及び方法の特 徴を記載すべきである。

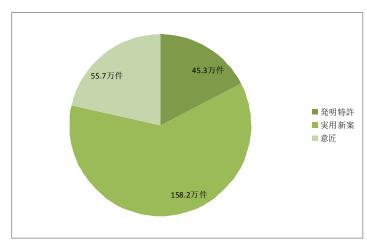
本章のその他の内容に改正はない。

本決定は2020年2月1日から施行する。

知的財産権

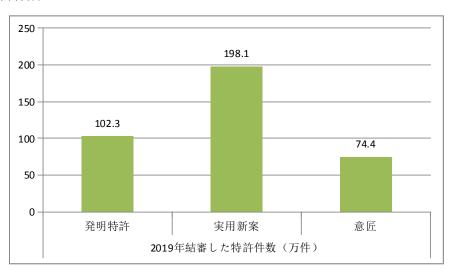
2019 年知的財産権各データ統計

1. 特許授権件数

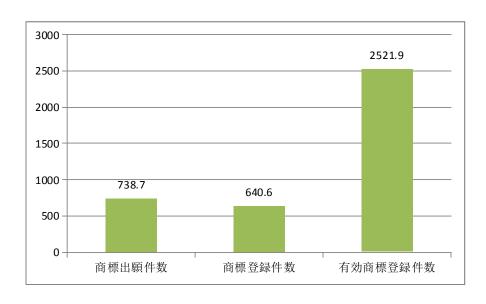


中国で1万人あたりの発明特許の保有件数は13.3件に達している。

2. 結審した特許件数

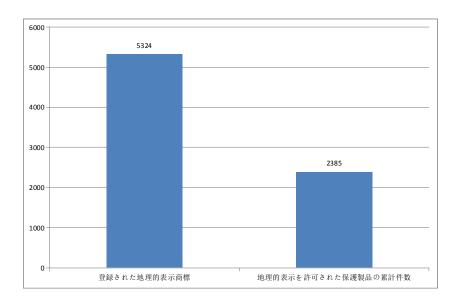


3. 商標登録件数 (万件)



知的財産権

4. 地理的表示商標登録件数



国家知識産権局 より